

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和2年4月21日

横浜市契約事務受任者

横浜市環境創造局長 小林 正幸

1 契約の概要

瀬上市民の森において、令和元年9月の大雨および台風15号、19号により、倒木・幹折れ・根上り・斜面崩落・水路への土砂流入・園路倒壊等の被害が多発したため、緊急工事による被害復旧作業を行い、利用者の安全を図ります。

2 履行(納品)場所

横浜市栄区上郷町792番地ほか

3 契約日

令和元年9月9日

4 履行日又は履行期間

令和元年9月9日～2年3月31日まで

5 契約金額

¥34,815,000 -

6 契約の相手方(名称及び所在)

生駒造園土木株式会社 代表取締役 生駒 隆一
横浜市戸塚区小雀町1956-1

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

倒木・幹折れ・根上り・斜面崩落・水路への土砂流入・園路倒壊等の被害が多発し、市民の森の園路が安全に利用できない状況にあり、早急に安全対策を講じる必要があったため。

8 契約の相手方の選定理由

南部公園緑地事務所管内緑地の危険木の伐採や剪定を多数施工しており、急斜面や過高木等の危険作業を安全に実施する技能と経験を有しており、迅速な対応が可能であったため。区内公園緑地の防災工事および瀬上市民の森での緊急対応を行った実績があり、緊急工事可能な人員及び資機材を有していたため。

9 所管課 環境創造局南部公園緑地事務所